

掲載日：2024年4月23日

自衛官等募集案内

[令和6年度採用案内（外部サイトへリンク）](#)

[募集日程 | 自衛官募集ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

試験日及び出願手続き等細部につきましては、自衛隊宮城地方協力本部募集課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

[自衛隊宮城地方協力本部募集課（外部サイトへリンク）](#)

住所：仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

電話：022-295-2612

資格・試験(自衛官募集)

お問い合わせ先

市町村課財政調整班

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2331

宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

令和6年度自衛官等採用案内

平和を、仕事にする。
防衛省自衛官等採用

幹部候補生	一般	参考(令和5年度) 陸 約230名 海 約111名 空 約84名 (男女の区分なし) ※1	22歳以上28歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込)又は士課程修了者(見込)は28歳未満の者)	①3月1日~4月12日 ②4月24日~6月13日 ③(一般) 8月26日~9月26日 ※3	①1次:4月20日~21日 (4月21日は海・空飛行要員のみ) 2次:5月24日~30日 3次(海・空飛行要員のみ)(海):6月20日~24日(空):7月13日~8月1日 ②1次:6月22日 2次:7月30日~8月5日 ③1次:10月5日 2次:11月6日~11日	①1次:5月17日 2次(海・空飛行要員のみ)(海):6月13日(空):6月17日 最終(海):7月4日(空):7月11日(空):8月22日 ②1次:7月18日 最終:9月19日 ③1次:10月31日 最終:12月23日	令和7年3月中旬 ~4月上旬	入隊後約1年で3等陸・海・空尉(院卒者試験合格者は2等陸・海・空尉)
	歯科 薬剤科	参考(令和5年度) 陸 約13名 海 約12名 空 約6名 ※1	専門の大卒(見込)20歳以上30歳未満の者(薬剤科は20歳以上28歳未満の者 ※2)		①1次:4月20日 2次:5月24日~5月30日 ②1次:6月22日 2次:7月30日~8月5日	①1次:5月17日 最終(陸):7月4日(海空):7月11日 ②1次:7月18日 最終:9月19日		歯科は入隊後約6週間で2等陸・海・空尉(薬剤科は入隊後約1年で2等陸・海・空尉)
	医科・歯科幹部	参考(令和5年度) 陸 約4名 海 約5名 空 約3名 ※1	医師・歯科医師の免許取得者	①2月1日~6月6日 ②7月30日~10月24日 ※3	①6月21日 ②11月15日	①7月25日 ②12月19日	①令和6年9月下旬 ~10月上旬 ②令和7年3月 ~4月上旬	2等陸・海・空尉以上で採用(経年数等により異なります。)
キャリア採用幹部	令和5年度新規 陸 若干名 参考(令和5年度) 海 約20名 空 ①約20名 ②約20名 ※1	大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻科等を卒業後、2年以上の業務経験のある者	①3月1日~5月17日 ②(値・空キャリア採用特別) 8月1日~10月11日	①(陸):6月10日(海):6月17日(空):6月17日~19日 ②(陸):11月1日(空):10月30日~11月1日	①7月25日 ②12月16日	(海)令和7年4月上旬頃 (海)令和6年9月下旬頃(空)令和6年10月上旬頃 ②令和7年3月下旬 ~4月上旬	3等陸・海・空尉以上で採用(経年数等により異なります。)	
技術曹	令和5年度新規 陸 約16名 参考(令和5年度) 海 約30名 空 ①約20名 ②約20名 ※1	20歳以上の者で国家免許資格取得者等	①3月1日~5月17日 ②(技術空曹) 9月20日~11月15日	①(陸):6月7日(海):6月14日(空):6月12日~14日 ②(陸):12月4日~6日	①7月25日 ②令和7年1月17日	(海)令和6年10月上旬頃(海)令和6年9月下旬頃(空)令和6年11月下旬頃 ②令和7年3月下旬 ~4月上旬	3等陸・海・空曹以上で採用(免許資格、年齢等により異なります。)	
航空学生	参考(令和5年度) 海 約74名 空 約72名 (男女の区分なし) ※1	高:18歳以上23歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)) 空:18歳以上24歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)) ※1	7月1日~9月5日	1次:9月16日 2次:10月12日~17日 3次:(海)11月15日~12月11日(空)11月9日~12月12日	1次:10月4日 2次:(海)11月6日(空)10月31日 最終:令和7年1月20日	令和7年3月下旬 ~4月上旬	入隊後約6年で3等海・空尉	
一般曹候補生	参考(令和5年度) 陸 約4,200名 海 約1,630名 空 約1,400名 (男女の区分なし) ※1	18歳以上33歳未満の者(32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	①3月1日~5月7日 ②7月1日~9月3日 ③10月1日~11月28日 ※4	①1次:5月17日~26日 2次:6月15日~30日 ②1次:9月14日~22日 2次:10月12日~27日 ③1次:12月1日~12日 2次:令和7年1月6日~13日 ※いずれか1日を指定されます。 ※5	①1次:6月6日 最終:7月18日 ②1次:10月3日 最終:11月21日 ③1次:12月23日 最終:令和7年1月30日	令和7年3月下旬 ~4月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。	入隊後2年9か月経過以降選考により3等陸・海・空曹	
自衛官候補生	参考(令和5年度) 男 陸 約5,000名 海 約1,000名 空 約1,700名 女 陸 約760名 海 約200名 空 約600名 ※1	18歳以上33歳未満の者(32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	年間を通じて行っております。	要付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。	試験時にお知らせします。	令和7年3月下旬 ~4月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。	所要の教育を経て、3か月後に2等陸・海・空士に任用(陸上(技術系を除く)は1年9か月、陸上(技術系)、海上・航空は2年9か月を1任期として任用(以降2年を1任期))	
防衛大学校学生	推薦	参考(令和5年度) 人文・社会科学専攻 約45名 (うち女子約20名) 理工学専攻 約45名 (うち女子約30名) ※1	18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込))で成績優秀かつ学生生活活動等に顕著な貢献を認め、学校長が推薦できる者	9月5日~9日	9月21日、22日	10月25日		
	総合 選抜	参考(令和5年度) 人文・社会科学及び理工学専攻合わせて 約50名 (うち女子約16名) ※1	18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込))	7月1日~10月17日	1次:9月21日 2次:10月26日、27日	1次:10月11日 最終:11月20日	令和7年4月上旬	修学年限4年卒業後約1年で3等陸・海・空尉
	一般	参考(令和5年度) 人文・社会科学専攻 約45名 (うち女子約10名) 理工学専攻 約195名 (うち女子約30名) ※1	18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込))	7月1日~10月17日	1次:11月2日 2次:11月30日~12月4日 ※いずれか1日を指定されます。	1次:11月20日 最終:12月27日		
防衛医科大学校医学科学生	参考(令和5年度) 約85名 ※1	18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込))	7月1日~10月9日	1次:10月19日 2次:10月23日~13日 ※いずれか1日を指定されます。	1次:11月28日 最終:令和7年1月30日	令和7年4月上旬	修学年限6年医師免許取得後、2等陸・海・空尉	
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)	参考(令和5年度) 約75名 ※1	18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込))	7月1日~10月2日	1次:10月12日 2次:11月23日~24日 ※いずれか1日を指定されます。	1次:11月7日 最終:令和7年2月4日	令和7年4月上旬	修学年限4年看護師免許取得後卒業後約1年で3等陸・海・空尉	
陸上自衛隊 高等工科学校 生徒	推薦	参考(令和5年度) 約120名 ※1	男子で中卒(見込)17歳未満の成績優秀かつ生徒生活活動等に顕著な貢献を認め、学校長が推薦できる者	10月1日~11月29日	令和7年1月11日~13日 ※いずれか1日を指定されます。	令和7年1月23日		修学年限3年卒業後陸士長卒業後約1年で3等陸曹
	一般	参考(令和5年度) 約230名 ※1	男子で中卒(見込)17歳未満の者	10月1日~ 令和7年1月16日	1次:令和7年1月25日、26日 2次:令和7年2月13日~16日 ※いずれか1日を指定されます。	1次:令和7年2月6日 最終:令和7年2月28日	令和7年4月上旬	
貸費学生	技術	参考(令和5年度) 陸 約20名 ※1	大学の理学院、工学部 ※6の3、4年次又は大学院(専門職大学院を除く)修士課程在学中(正規の修業年限を満了する年の4月1日現在で28歳未満(大学院修士課程在学者は28歳未満)) ※1	①6月3日~10月11日 ②12月2日~ 令和7年1月31日 ※3	①11月4日 ②令和7年2月22日	①令和7年1月31日 ②令和7年5月16日	①貸費学生採用時期は4月上旬 ②貸費学生採用時期は5月 ※幹部候補生採用(入隊)時期は大学又は大学院を卒業(修了)する年の4月上旬	貸費学生として採用された4月又は5月分は大学又は大学院の正規の修業年限を終わる月まで毎月54,000円貸与されます。
予備自衛官補	一般	陸 約1,540名 海 約350名 空 約20名 ※1	18歳以上52歳未満の者 18歳以上で国家免許資格取得者等(海・空尉は18歳未満、55歳未満、55歳未満) ※2	①1月22日~4月11日 ②6月1日~9月19日 ※3	①4月6日~21日 ②9月21日~10月7日 ※いずれか1日を指定されます。	①5月29日 ②11月7日	教育訓練の開始時期: ①令和6年7月以降 ②令和6年12月以降	陸尉は指定しない。教育訓練指導手当(月額600円)所定の教育訓練修了後、予備自衛官として任用

(注) 1. ※1:令和6年度の採用人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。
2. ※2:①学校教育法に基づき(大学において、正規の業学の課程(6年制の課程に属する)を修めて卒業した者(令和7年3月卒業見込)を含む。)
②外国の医学部を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
③平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づき大学に入学し、4年制課程を修了して卒業し、かつ、学校教育法に基づき大学院において医学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に限ります。
3. ※3:採用予定人数の採用が見込まれる場合は、第2回目以降の試験を実施しません。
4. ※4:第1回及び第2回までで採用人員数を満たした場合は、第3回は実施しない場合があります。
5. ※5:令和7年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者等のための採用試験は、令和6年9月16日以降に行います。
6. ※6:学部については、理学院、工学部に類する学部も応募資格に該当する場合があります。詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
7. 貸費中の「高卒」は中等教育学校卒業生を含みます。
8. 応募資格年齢の起算日は、欄ごと異なっていますので、それぞれの採用要項又は自衛官募集ホームページ等で確認してください。
9. その他、詳細については、各採用(募集)要項又は自衛隊地方協力本部で確認ください。(事務官・技官の採用試験については、防衛省大臣官房秘書課へお問い合わせください。)
10. 記載内容については変更する場合があります。変更事項については自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。



掲載日：2023年8月22日

知事及び市町村長が行う自衛官募集事務

自衛官の募集事務の一部については、地方自治法第2条、同法施行令第1条及び自衛隊法施行令第162条の規程により、県及び市町村の第1号法定受託事務とされています。
知事及び市町村長の行う事務は、次のとおりです。

知事及び市町村長が行う事務

知事	市町村長	関係条項
募集期間の告示	-	自衛隊法施行令第114条
-	応募資格の調査及び受験票の交付	同上第115条
-	応募資格の調査の委嘱	同上第116条
試験期日及び試験場の告示等	-	同上第117条
海上・航空自衛官の募集事務の一部委任	同左	同上第118条
広報宣伝	同左	同上第119条
報告又は資料の提出	同左	同上第120条

お問い合わせ先

市町村課財政調整班
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話番号：022-211-2331
ファックス番号：022-211-2299

3

宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

(受付時間 8時30分～17時15分)

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved.

自衛官募集関係法令（抜粋）

（平成 28 年 1 月 4 日更新）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 27 日法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第 2 条 略

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

（政令に定める法定受託事務）

第 1 条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第 10 項の政令に示すものは、第 1 号法定受託事務（同条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務をいう。第 223 条において同じ。）にあつては別表第 1 の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第 2 号法定受託事務（同法第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第 2 号法定受託事務をいう。第 224 条において同じ。）にあつては別表第 2 の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表 1

自衛隊法施行令 （昭和 29 年政令第 179 号）	第 114 条から第 120 条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務 （以下省略）
----------------------------------	--

自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）

（自衛隊の任務）

第 3 条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

- 一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
- 二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会

の平和及び安全の維持に資する活動

- 3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(地方協力本部)

第29条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

- 2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。
- 3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(隊員の採用)

第35条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。
 - 一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力
 - 二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性
- 3 第1項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(欠格条項)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 四 日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 隊員は、前項各号の1に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(都道府県等が処理する事務)

第97条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力を要する経費は、国庫の負担とする。

(土木工事等の受託)

第100条 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

- 2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

自衛隊法施行令（昭和29年6月30日政令第179号）

（募集期間の告示）

第114条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第百七条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

（応募資格の調査及び受験票の交付）

第115条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があったときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第38条第1項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

（応募資格の調査の委嘱）

第116条 市町村長は、前条第1項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

（試験期日及び試験場の告示等）

第117条 都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。

2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。

（海上自衛官、航空自衛官等の募集事務）

第118条 都道府県知事及び市町村長は、第114条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

（広報宣伝）

第119条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第120条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（事務の区分）

第162条 第百四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務（中略）は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

自衛隊法施行規則（昭和二十九年六月三十日総理府令第四十号）

（隊員の採用）

第21条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第24条第4項及び第59条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第22条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

3 防衛高等学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第1項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

（自衛官の採用時の階級）

第24条 自衛官（次項に規定する自衛官を除く。）は、二等陸士、二等海士又は二等空士に採用する。

2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。

3 自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の当該自衛官としての階級は、二等陸士、二等海士又は二等空士とする。

4 防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。

5 法第45条の2第1項の規定により自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、従前の勤務実績に基づき階級に採用することができる。

（年齢の範囲）

第25条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢18歳以上27歳未満

二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢22歳（防衛大臣が定める場合にあつては、18歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上30歳未満

2 自衛官候補生の採用は、年齢18歳以上27歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

（筆記試験）

第26条 二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

- 一 国語
- 二 数学
- 三 社会

- 2 前項に規定する筆記試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、防衛大臣が定める科目につき、学校教育法 に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)

第27条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

- 一 身長が155センチメートル以上であること。
 - 二 体重が47キログラム以上であって身長との均衡を失っていないこと。
 - 三 胸囲が身長との均衡を失っていないこと。
 - 四 両眼の裸眼視力が0.6以上、両眼の裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上又は両眼の裸眼視力が0.1未満であって両眼の矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによって0.8以上であること。
 - 五 弁色力がおおむね完全であること。
 - 六 聴力が正常であること。
 - 七 環境の変化に堪え、共同生活を行いうる適性のある者であること。
 - 八 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。
 - 九 前各号のほか、防衛大臣の定める基準
- 2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

(予備自衛官補の採用)

第27条の2 予備自衛官補は、18歳以上34歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、18歳以上55歳未満の者から採用することができる。

- 2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第26条第1項及び第2項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。
- 3 予備自衛官補の身体検査の合格者に係る基準は、前条に規定する身体検査の合格者に係る基準の例による。

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令

(昭30.12.28 防衛庁訓令第80号)

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。
- (2) 「採用業務」とは、採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことをいう。

- (3) 「募集管轄地域」とは、方面総監が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第14条に規定する警備区域とする。
- (4) 「募集担当区域」とは、地方協力本部長が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第48条に規定する地方協力本部の担当区域とする。
- (5) 「募集年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (6) 「募集期」とは、募集年度を各採用時期に応じて区分した期間をいう。

(地方協力本部長の行う業務)

第5条 地方協力本部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基き、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務（入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を除く。）を実施する。

(補充業務の通則)

- 第7条 募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回の募集期を設ける。
- 2 各募集期は、募集年度当初に防衛大臣が定める。
 - 3 志願受付は、常時行う。
 - 4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

(応募資格)

- 第8条 2等陸士、2等海士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する男子で次の各号の要件に該当する者とする。
- (1) 年齢 18歳以上27歳未満であること。
 - (2) 学力 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有すること。
 - (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定に該当しない者であること。
 - 2 前項の規定にかかわらず、2等陸士、2等海士及び2等空士で特定の部隊及び機関において特定の職務に従事するものの応募資格を有する者は、日本国籍を有する女子で前項各号の要件に該当する者とする。
 - 3 第1項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。

(試験期日及び試験場)

- 第14条 方面総監は、地方協力本部長をして、陸上幕僚長の指示する試験実施期間の範囲内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。
- 2 前項の試験場については、地方協力本部長は、方面総監の指示に基き、その募集担当区域の地積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。
 - 3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

(地方公共団体との調整)

第15条 方面総監及び地方協力本部長は、募集業務に関し関係都道府県知事、市町村長及び公共職業安定所長等と調整を図って、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(都道府県募集連絡会議)

第16条 募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行う。

第2款 広報

(広報実施の通則)

第17条 募集広報は、募集年度を通じて行う。ただし、陸上幕僚長は、各募集期ごとに広報重点期間を設け、施行令第119条に定める都道府県知事及び市町村長の行う募集広報宣伝と緊密に連絡を保って、この期間に、その募集期の採用目標数を達成することを主眼として、広報の徹底を期するものとする。

(関係機関等の連絡)

第18条 方面総監及び地方協力本部長は、募集広報を行うにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

(都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

第19条 方面総監及び地方協力本部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする。

第3款 志願手続

(志願案内及び志願票)

第20条 陸上幕僚長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、志願案内及び志願票を作成し、これを地方協力本部長に送付するものとし、送付を受けた地方協力本部長は、志願案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付する。

2 志願案内に記載する事項は、おおむね、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募資格
- (2) 採用予定人員
- (3) 任用階級及び待遇並びに任用期間
- (4) 募集日程
- (5) 志願手続
- (6) 試験要領
- (7) 採用予定者の決定及び通知
- (8) 自衛隊の実情紹介事項
- (9) その他必要な事項

3 志願票の様式は、別紙第1のとおりとする。

(志願票の提出及び受理)

第21条 志願者には、志願者の現住所を管轄する市町村長に志願票1通を提出させる。

2 地方協力本部長に直接提出された志願票については、地方協力本部長はその志願者の現住所を管轄する市町村長に、志願者の現住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

3 地方協力本部以外の部隊等に提出された志願票は、その志願者の現住所を募集担当区域とする地方協力本部長に送付する。この場合、地方協力本部長は、前項の規定に準じ、市町村長に対して通知するものとする。

(選抜方法)

第33条 採用候補者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査のそれぞれの試験について合格した者の中から行う。

(採用予定者に関する通報)

第38条 地方協力本部長は、教育を受ける部隊ごとに採用予定者名簿を作成して、志願票、試験成績表等を添えて採用予定者が教育を受ける部隊の長に送付するものとする。この場合において、採用予定者が教育を受ける部隊以外の部隊に入隊する場合には、入隊部隊の長に対しても採用予定者名簿を送付するものとする。

- 2 地方協力本部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であって採用されなかったものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。
- 3 採用予定者名簿の様式は、別紙第7のとおりとする。

(出頭した採用予定者に対する身体検査等)

第39条 出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあっては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行ない、その合否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。

- 2 入隊部隊の長は、採用者の決定後直ちに、採用予定者名簿に採用予定者の出頭不参の別、身体検査の合否その他必要な事項を注記して、地方協力本部長に返送しなければならない。

(採用保留者に対する措置)

第40条 採用候補者のうち採用人員の都合により採用できなかった者については、次々期募集期の終期まで関係書類を整理保管し、その間における採用を考慮することができる。

掲載日：2012年9月10日

宮城県自衛官募集事務推進要綱

目的

第1：この要綱は、知事が行う自衛官募集事務に関し法令に別段の定めのあるものを除くほか必要な事項を定め、募集事務の円滑を図り、自衛官の募集について県民の理解を高め、良質の自衛官を確保することを目的とする。

用語の意義

第2：この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

1. 「自衛官の募集」とは、2等陸士、2等海士、2等空士（以下「2士」という。）幹部候補生、防衛大学生、航空学生、看護学生、自衛隊生徒並びに幹部及び曹として採用される自衛官の募集をいう。
2. 「募集事務」とは、2士の募集期間の告示、自衛官募集に関する広報宣伝、募集事務計画の立案その他自衛官募集に資する事務をいう。
3. 「関係協力団体」とは、自衛隊父兄会、自衛隊協力会その他自衛隊に協力する個人又は団体をいう。

募集事務

第3：知事は、自衛隊宮城地方協力本部長（以下「地本部長」という。）と協議の上、2士の募集期間、試験期日等を宮城県公報をもって公告する。

2 知事は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1)市町村主管課長又は担当者会議の開催
- (2)募集事務の手引きの作成及び配布
- (3)ポスター、募集案内等の広報資料の作成及び配布
- (4)県政広報誌への募集記事の掲載及び各種広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、電光掲示板等）による広報
- (5)映画会、展示会、自衛隊音楽隊による演奏会等の広報行事
- (6)自衛官採用試験のための試験会場等の提供
- (7)その他特に必要な事項

3 知事は、毎年度及び各募集期において、前項の募集事務に係る計画を定め、これを市町村長に通知する。

関係機関との連絡協議

第4：知事は、募集事務を一層推進するため、随時地本部長と連絡協議するものとする。

市町村の募集関係事務に対する協力

第5：知事は、市町村が行う募集関係事務に関し、次の事項について協力するものとする。

- (1)募集窓口の改善に関する事
- (2)募集広報に関する事
- (3)市町村行事に対する自衛隊の部外協力に関する事
- (4)市町村関係協力団体の育成指導に関する事
- (5)その他必要と認める事項

重点市町村の指定

第6：知事は、市町村が行う募集事務の向上を図るとともに、地域住民の自衛官に対する認識を深めるため、重点市町村を指定する。

2 知事は、あらかじめ地本部長及び関係市町村と協議の上、重点市町村として、毎年度10以内の市町村を指定するものとする。

3 知事は、地本部長と連携し、重点市町村に対して、次の事項について重点的に協力支援するものとする。

- (1)採用計画、募集状況その他募集に関する情報の提供
- (2)各種広報資料の重点配布
- (3)映画会、展示会、自衛隊音楽隊による演奏会等の広報行事の推進
- (4)市町村役場入り口等における表示板、立看板、懸垂幕等の設置

4 重点市町村の指定期間は、毎年4月から翌年3月までとする。ただし、継続して指定することを妨げないものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 宮城県自衛官募集重点市町村設置要綱（昭和54年4月1日施行）は、廃止する。

お問い合わせ先

市町村課財政調整班

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2331

ファックス番号：022-211-2299

宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

(受付時間 8時30分～17時15分)

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved.

人2第2022号

53・4・27

募集事務主管部長殿

防衛庁人事教育局長

組織募集の推進について

緑映える候 貴職におかれましては 御健勝のことと存じ上げます

自衛官の募集につきましては 都道府県及び市町村の御理解の下に組織募集を推進して参っているところお蔭をもちまして所期の成果を得られていることはひとえに皆様方の御協力の賜であり ここに厚く御礼申し上げる次第です。

昭和41年に組織募集推進要領(人2第207号41,5,26)を定め御依頼申し上げました募集相談員につきましては 何分にも長年に亘り実施されてきたため委嘱方式 委嘱基準等が地域によって区々となって形骸化しております

今後 募集基盤の一層の充実を図る上において この制度を更に一層充実することが極めて有効であることにかんがみ 防衛庁ではこの度全国的なレベルでの募集相談員のある程度の設置基準を定め部内に通達(別添)したところでありますが 貴職におかれましてはこの趣旨を御了承の上管下市町村長に対しまして御連絡いただき 組織募集推進のため今後とも一層の御配慮を賜りたくお願い申し上げます

なお、その具体的運用に関しましては、募集事務を担当しておられます部課長各位に対し、近く自衛隊地方連絡部長より御説明かたがた御依頼申し上げることに相成ると存じますのでよろしくお願いいたします。

防人2第2021号
53・4・27

陸上幕僚長殿

事務次官

募集相談員の設置について（通達）

組織募集体制については、昭和41年「組織募集推進要領」を制定して以来、逐年その整備充実に努めてきているところであるが、特に募集相談員は、自衛官等の募集はもとより防衛基盤の育成にも貢献しており、その役割は極めて重要である。

しかしながら、現在、募集相談員の委嘱方式、委嘱基準、依頼内容等が地域により区々となっており、運営等の面で形骸化し、又は支障を生じている点も見受けられる。

このため、今後の募集相談員の役割の一層の充実を図り、安定した入隊者の確保と募集基盤の育成を図るために、今回、全国的なレベルでの募集相談員の設置基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう実施されたい。

記

1 協力依頼の内容

募集相談員に対しては当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を依頼するものとする。

2 委嘱

(1) 委嘱者

募集相談員は、地方協力本部長があらかじめ市区町村長と調製の上、両者の連名で委嘱することとする。ただし、連名により委嘱することが困難な場合又は適当でない場合には、市区町村長又は地方協力本部長のいずれかの職名で委嘱するものとする。

(2) 選定基準

イ 募集相談員は、防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の事情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人を選定するよう配慮するものとし、いたずらに形式的なものに流れることのないよう留意するものとする。

ロ 募集相談員の人員については、一つの地域に偏重することを避けるため原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するものとする。

ハ 任期

委嘱の日から2箇年を基準とする。ただし、再委嘱は、妨げない。

3 会議等

地方協力本部長は、募集相談員に対する協力依頼及び募集状況等の説明のため、必要の都度会議等を実施し、常に密接な関係を保つように努めることとする。

4 その他

募集相談員に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長が定めるものとする。

募集相談員基準数

		基準数	備考
北部方面隊	札幌	330	
	函館	120	
	旭川	230	
	帯広	220	
	小計	900	
東北方面隊	青森	250	
	岩手	260	
	宮城	200	
	秋田	160	
	山形	180	
	福島	260	
	小計	1,310	
東部方面隊	茨城	190	
	栃木	170	
	群馬	180	
	埼玉	280	
	千葉	270	
	東京	550	
	神奈川	270	
	新潟	340	
	山梨	110	
	長野	200	
	静岡	260	
	小計	2,820	
	中部方面隊	富山	90
石川		110	
福井		90	
岐阜		200	
愛知		310	

		基準数	備考
中 部 方 面 隊	三 重	190	
	滋 賀	80	
	京 都	160	
	大 阪	350	
	兵 庫	310	
	奈 良	90	
	和 歌 山	160	
	鳥 取	60	
	島 根	130	
	岡 山	190	
	広 島	220	
	山 口	200	
	徳 島	100	
	香 川	80	
	愛 媛	180	
	高 知	170	
	小 計	3,470	
西 部 方 面 隊	福 岡	300	
	佐 賀	100	
	長 崎	220	
	大 分	160	
	熊 本	220	
	宮 崎	150	
	鹿 児 島	320	
	沖 縄	150	
	小 計	1,620	
合 計	10,120		

自衛官募集相談員委嘱状等の様式

1 委嘱状

○ ○ 自衛隊 ○ ○ 地方協力本部 長 官

○ ○ 市 (区町村) 長 官

令和 年 月 日

あなたを自衛官募集相談員に委嘱します。
なお、委嘱の期間は、委嘱の日から二箇年とします。

○ ○ 隊

委 嘱 状

○ ○ 自衛隊 ○ ○ 号

2 標 札

20cm

6cm

自衛官募集相談員



募集相談員の設置について（通達）

昭和53年6月1日

陸幕募第72号

改正 平成元年2月10日陸幕法第25号 平成6年5月24日陸幕募第59号
平成18年7月28日陸幕人計第355号 平成18年12月25日陸幕募援第130号
平成21年2月3日陸幕法第10号 平成31年4月19日陸幕法第133号

各方面総監 殿

陸上幕僚長

（例規 23）

募集相談員の設置について（通達）

標記について、別添によるほか、細部については、下記により実施されたい。

記

1 委嘱

(1) 選定基準の細部

各地方協力本部における募集相談員の選定の基準数は、当分の間別紙第1のとおりとし、これが充実化を図るものとする。

(2) 既に委嘱している募集相談員の委嘱期間については、各地方協力本部の実情に応じ、無理を生じない方法により、別添に定める基準期間（2箇年）に移行するものとする。

(3) 委嘱に当たっては、別紙第2に示す様式の委嘱状及び自衛官募集相談員標札を募集相談員に対し交付するものとする。

(4) 募集相談員に期待することは、飽くまで個人の立場での募集協力であり、募集相談員制度が名目的なもの、あるいは政治的活動の場等とならないよう留意するものとする。

2 記録・報告

(1) 地方協力本部長は、募集相談員の委嘱及び募集協力の状況把握のため、募集相談員台帳（様式別紙第3）を作成する。

(2) 方面総監は、翌年度4月25日までに募集相談員の活動状況（様式別紙第4）1部を報告するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第4

防人2第2021号（53.4.27）

人2第2022号（53.4.27）

配布区分：自衛隊各地方協力本部長

募 集 相 談 員 台 帳

〇〇地方協力本部

連 番 号	氏 名 (生年月日)	住 所	電 話	契 印 發 行 年 月 日	委 期 間	活 動 記 録			備 考
						年 月 日	内 容	年 月 日 内 容	
1	○ ○ ○ ○ (大14. 7. 1)	〒○○○-○○ ○○県○○○郡 ○○町○○番地	○○○- ○○○ ○○○○	 53. 3. 20	53. 4. 1 } 55. 3. 31 (2年)	53. 4. 10	一般情報一件 (山田太郎)		

規格：A列4番

募集相談員の活動状況

令和〇〇年度

項目	区分				合計	摘要
	連名委員数	市町村长委員数	地本長委員数	名		
募集相談員数	名	名	名	名		
活動状況	ポスター等掲示					
	情報提供					
	総件数					
	受診者数					
	入隊者数					
	入隊					勧誘した対象者の人員数
	勧誘					勧誘のための訪問の延回数
入隊者数					勧誘による入隊者数	

規格：A列4番

防人2第2021号

53・4・27

最終改正 平成18年12月25日

陸上幕僚長 殿

事務次官

募集相談員の設置について（通達）

組織募集体制については、昭和41年「組織募集推進要領」を制定して以来、逐年その整備充実に努めてきているところであるが、特に募集相談員は、自衛官等の募集はもとより防衛基盤の育成にも貢献しており、その役割は極めて重要である。

しかしながら、現在、募集相談員の委嘱方式、委嘱基準、依頼内容等が地域により区々となっており、運営等の面で形骸化し、又は支障を生じている点も見受けられる。

このため、今後の募集相談員の役割の一層の充実を図り、安定した入隊者の確保と募集基盤の育成を図るために、今回、全国的なレベルでの募集相談員の設置基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう実施されたい。

記

1 協力依頼の内容

募集相談員に対しては当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を依頼するものとする。

2 委嘱

(1) 委嘱者

募集相談員は、地方協力本部長があらかじめ市区町村長と調整の上、両者の連名で委嘱することとする。ただし、連名により委嘱することが困難な場合又は適当でない場合には、市区町村長又は地方協力本部長のいずれかの職名で委嘱するものとする。

(2) 選定基準

イ 募集相談員は、防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の事情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人を選定するよう配慮するものとし、いたずらに形式的なものに流れることのないよう留意するものとする。

ロ 募集相談員の人員については、一つの地域に偏重することを避けるため原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するものとする。

ハ 任期

委嘱の日から2箇年を基準とする。ただし、再委嘱は、妨げない。

3 会議等

地方協力本部長は、募集相談員に対する協力依頼及び募集状況等の説明のため、必要の都度会議等を実施し、常に密接な関係を保つように努めることとする。

4 その他

募集相談員に関し必要な細部事項は、陸上募僚長が定めるものとする。

しないために 学習会開く

姿を紹介。キートンは「相手国に脅威を与える『抑止力』であり、脅威とならないことが平和への道だと方説しました。国に戦意がなければ戦争はできず、「みんなで嫌だ」と声をあげ、戦わない決意と覚悟を忝そう」と強調しました。

西氏は法廷で被爆の映像を映した後、被爆者が「熱さといは伝わらない」と話した体験を紹介し、「戦争のリアルを可能な限り想像する必要がある」と指摘しました。

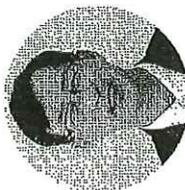
奈良女子大学2回生の3人が、県内3大学

市民要求実現 中井政友市議 まこと市議会めぐり提案重ね

くらしを守る みんなの議席 地方選勝利めざして

4年前の市議選で捲土重来をかけて挑み、空回りで朝日当選を果たすことができませんでした。この間、コロナ禍で市民の健康を守るため、公共施設を守り、さらなる拡充を求め、学校施設閉鎖問題などに取組み、市民の皆さんの願いを県政に届けると懸命に活動。また、遅滞する議会の正常化のために必死で提案、発言を繰り返しました。

私の活動は「未来への展望」が大きいです。大きな箱物をつくるよりも時代が求めるのは、公立小学校や保育所を守り、バリアフリー化や公共交通



中井政友議員

の充実です。年々ひどくなる災害も地震への「備え」も重要。

市民の負担する市の限られた財源をどう配分するのが、市民と共に議論し生活を支えるべき優先に考えるのが奈良市の役割です。制度があっても負担ばかりで生活が成り立たなくなってしまう、逆立です。

市民の願い実現のため3月19日から始まる奈良の市議選、多くの方と交流し声を聞きつつ勝ち抜いて議席を維持したいと思っております。

治安維持法100年で学習会

悪法はどのようにつくられた

昨年、発足した治安維持法100年を考える県民の会は1月30日、学習会を行い、65人が参加しました。

このうち平和を考える会会長の穂積耕一氏が「悪法弾圧の裏面に迫る」のテーマで講

演。作家・小林多喜二氏が治安維持法で検禁され、虐殺されたと総括を述べて有罪になった学生など、普通の人が弾圧される悪法はどのようにつくられたのか、その目的と裏面を明らかにしました。溝

川條氏氏(大阪府名誉教授・国語同盟顧問)は「治安維持法に抗った父の足跡」のテーマで話し、命をかけて戦争に反対を貫いた父の足跡をたどり、新しい戦前を食い止めた」と話しました。

自衛隊への名簿提供 実態調査の訂正

自衛官募集のための若者の名簿を市町村が提供している問題実態調査をおこな

い、本紙1月20日付で掲載しました。関係者による再度の調査で間違えて集約している箇所がありましたので、その箇所を訂正し、再掲載します。

自治体の自衛官募集「名簿」提供 2024年実施状況調べ

2025年1月24日現在：多岐市選管管内で調査

自治体	1. 自衛隊への情報提供		2. 情報提供対象者			
	なし	あり	15歳に到達する者	18歳に到達する者	18歳、22歳に到達する者	その他
奈良市						
大和郡大田市						
大和郡山田市						
天理市						
橿原市						
桜井市						
五條市						
御所市						
生駒市						
香芝市						
葛城市						
宇陀市						
山添村						
平群町						
三郷町						
斑鳩町						
安堵町						
川西町						
三宅町						
田原本町						
高取町						
明日香村						
上牧町						
王寺町						
広陵町						
河合町						
下市町						
川上村						
県合計						

*1 奈良市 2022年 (R4)「簡易」から「既婚者」での提供に変更
 *2 広陵町 2021年 (R3)「簡易」から「既婚者」での提供に変更。2024年 (R6)より簡易申請受付開始
 *3 山添村 2024年 (R6)、「既婚者」提供から「簡易」に変更。調査での提供を要して、市町村に提供し「既婚者」提供から「既婚者」提供に変更。2023年の申請受付開始
 *4 三郷町 2024年 (R6)、「既婚者」提供から「簡易」に変更。調査での提供を要して、市町村に提供し「既婚者」提供から「既婚者」提供に変更。2023年の申請受付開始
 *5 宇陀市 2024年 (R6) から簡易申請受付スタート。簡易方法を現在検討中。2023年の申請受付開始
 *6 御所市 2024年 (R6) から簡易申請受付スタート。2023年の申請受付開始
 *7 斑鳩町 簡易申請受付開始。2023年に町民から「簡易申請」1件。町は「既婚者」申請受付開始
 *8 交野町 簡易申請受付開始。2023年に町民から「簡易申請」1件。町は「既婚者」申請受付開始
 *9 下市町 在籍基本台帳から住所、氏名、年齢を提供。(生年月日は除外)
 *10 生駒市、桜井市 交付中の2025年には簡易申請者「あり」

保護者 様
御子息 様
御息女 様

令和6年7月吉日

自衛隊島根地方協力本部
水原 山口 勇 人

謹啓 小暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より防衛省自衛隊の活動にご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、来春ご卒業を迎えられる高校生の皆様を対象とした求人活動が7月1日から開始となりました。皆様におかれましては、ご卒業後の進路についてご家族での話し合いなど本格的にご検討を始めることと存じます。この度は、関係法令等の定めるところにより島根県知事及び県下市町村長のご協力のもと、来春の自衛官等への採用のご案内をさせていただいております。

一昨年末、防衛力の抜本的強化の方向性が閣議決定され、近年自衛隊に対する国民の期待が高まる中、今春、島根県から69名の方が入隊入校されました。

自衛隊員約25万名の内、島根県出身の自衛官は、約1,200名となっております。「災害派遣で国民を助けたい」「FPKOに参加して世界で活躍したい」「船に乗って世界中の人と交流したい」「パイロットになりたい」などの夢を抱いて入隊され、その実現に向けて多種多様の仕事の経験、全国各地の基地・駐屯地で活躍しております。

また、ワークライフバランス及びハラスメント退避施策を推進し、学歴や性別に関係なく働きやすい職場になっていきます。

島根地方協力本部では、自衛官の採用説明会に関する情報をお住まいの地域を担当する広報官から、お知らせ並びにご説明させていただいております。また、職場見学イベントについても当方のHP等にてお知らせさせていただきます。ぜひイベント等にご参加いただき、自衛隊をご卒業後の進路における選択肢の一つとしてご検討いただければ幸いです。

末筆ながら、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。
謹白

みなさまの個人情報につきましては、自衛隊法第29条第1項及び第35条規定に基づき自衛官募集業務のために、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める情報の提供のために必要である場合」に基づき、地方公共団体の住民基本台帳の一部の写しの開示を適して入手しております。

なお、個人情報につきましては、個人情報の取扱いに関する法律及び防衛省本省における個人情報保護等の安全管理等に関する閣令等の関係法令に基づき、厳正に管理しております。

各種採用試験のスケジュール

試験項目	区分	受付期間	試験期日等	試験会場
一般官候補生 (陸上・海上・航空) (男女)	第2回	7/1~9/3	(1次試験) 9/15・18~20のうち 指定する1日	松江 市
	第3回	10/1~11/28	(1次試験) 12/7・8のうち 指定する1日	松田 市 雲野 市 鹿坂の島 町
	第2回	~9/3	9/15・18~20のうち指定する1日 9/27~29のうち指定する1日	出雲 駐屯地
自衛官候補生 (陸上・海上・航空) (男女)	第2回	~9/3	9/15・18~20のうち指定する1日 9/27~29のうち指定する1日	出雲 駐屯地
	第3回	10/1~11/28	12/6~8のうち指定する1日 12/14・15のうち指定する1日	出雲 駐屯地
航空学生 (海上・航空) (男女)		7/1~9/5	(1次試験) 9/16	松江 市 松田 市
	推薦試験 総合選抜	9/5~9/9	9/21~22 (1次試験) 9/21	防衛 大学校 伊丹 駐屯地
防衛医科大学校学生 (男女)	一般	7/1~10/17	(1次試験) 11/2	松江 市 松田 市
	医学科 看護学科	7/1~10/9 7/1~10/2	(1次試験) 10/19 (1次試験) 10/12	松江 市 松田 市

※試験日・試験会場は、変更等なる可能性があります。詳細は、自衛隊島根地方協力本部へお問い合わせください。
※島根県での採用実績(令和6年春)：自衛官候補生約25名、一般官候補生約35名、防衛大学校学生4名、高等工科大学校生徒1名

お仕事紹介イベント記念撮影





197-0823

東京都あきる野市



様の保護者様



このDMが届いた方限定のお知らせです。
送附の参考にぜひご覧ください。

〒197-0022

東京都福生市本町 142 マビルB 2 階

防衛省自衛隊 東京地方協力本部

福生募集案内所

Tel:042-551-4725





先行き不透明な現代
を生き抜く力を養う

自衛隊 高等工科学校

高等学校学習指導要領に準拠した一般教育とテクノロジーの基礎を修得するための専門
において、また、国際社会においても活躍できる者を養成するための、中学校卒業後在学

募集科目	推薦試験	
応募資格	15歳以上17歳未満の男子 中学校卒業又は中等教育学校の前期課程修了者(見込)で成績優 秀かつ生徒会活動等に顕著な貢献を認め、校長が推薦できる者	15歳以上17歳未満の男子 中学校卒業又は中等教育学校の期
受付期間	10月1日(日)～12月1日(金)	10月1日(日)～令和6年1月
試験期日	令和6年1月6日(土)～1月8日(月)	令和6年1月13日(土)・14
合格発表	令和6年1月18日(木)	令和6年1月19日(金)
着校	令和6年4月上旬	

詳しくは、下記へお問い合わせください。

同封のチラシにある募集事務所へ
お問い合わせ下さい。

はじめまして、自衛隊福生募集案内所です

福生募集案内所ではこんなことをやっています！

☆自衛隊の魅力をお伝えするため、次のような活動を行っています。☆

～採用に関すること～

- ①採用説明会
- ②受験手続き
- ③受験アドバイス
- ④入隊までのサポート



～地域・学校に関すること～

- ①中学校の職場体験
- ②高校の進路説明会
- ③中学・高校の防災訓練
- ④各自治体等での広報イベント



市ヶ谷オフィスツアー

～中央省庁で働く自衛官の1日仕事紹介～

大学・高校
インターンシップ



防衛大学校

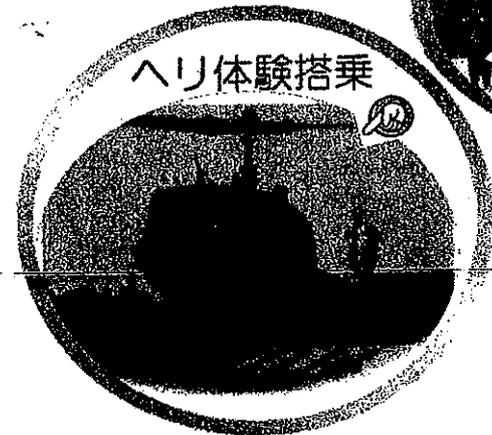
防衛医科大学校

高校生向け
オープンキャンパス



高等工科大学
オープンスクールのご案内

中学生向け
オープンスクール



ヘリ体験搭乗



市街地イベント

平和を、仕事にする。
防衛省自衛隊募集



上記以外にも
☆自衛隊音楽まつり ☆富士総合火力演習
などの様々なイベントがあります。
自衛隊に興味のある方はぜひご連絡下さい！
受験希望者限定のイベントもありますので、
ぜひお問い合わせください！！

国を守る人へ。



自分を活かす様々な道

防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE

【お問い合わせ先】
防衛省自衛隊福生募集案内所
TEL: 042-551-4725





ここでしか学べない3年間がある。

陸上自衛隊 高等工科学学校

中学生のご息様をお持ちの保護者様へ

私は、東京都において自衛官等の募集を担当しております自衛隊東京地方協力本部長の山下と申します。夏休みを前に、ご息様の進路についてご検討されている頃ではないでしょうか。この度は、自衛隊の学校「陸上自衛隊高等工科学学校」について紹介させていただきたく、本状をお送りしました。

《高等工科学学校の魅力と特徴》

●高度なテクノロジー教育

多くのハイテク装備品とIT機器を保有する陸上自衛隊で、整備・運用の中心となって活躍する専門技者を育成するため、理工系のテクノロジー教育を重視したカリキュラムを設定しています。

●充実した待遇

特別職国家公務員として月額106,900円の生徒手当と年2回の期末手当を支給。全寮制で、宿舍無料、食事・制服・寝具等は支給又は無料貸与。3学年修了時に高等学校の卒業資格を取得できます。

●拓げる将来への道

各種技術の専門教育は、その後の陸上自衛官としての活躍に直結します。また、3学年を修了すると防衛大学校、防衛医科大学校、航空学生等の受験が可能です。

《充実した教育内容》

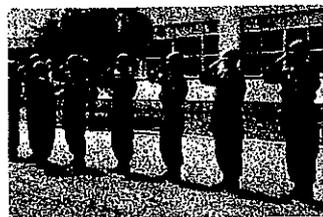
| 01 | 一般教育

将来、国際社会で活躍する生徒に対し、基礎的な知識・教養等を得させるため、神奈川県内の普通科高校と同等の教育（一般教育）を行います。



| 03 | 防衛基礎学

一般教育・専門教育と並行して行われる陸上自衛官として必要な体力・気力・チームワーク・リーダーシップ等を養うための教育です。課目は、法令等を学ぶ「防衛教養」と、野外における基礎的な行動を学ぶ「戦闘及び戦技訓練」に大別されます。その他、学年ごとに特色のある競技会等も行います。



| 02 | 専門教育

高機能化・システム化された多くの車両、通信電子機器、火器及び航空機等を運用するためには、理工系分野の専門的知識や技能が必要です。将来の技術的スペシャリストとしての素地を身に付けるための教育を実施しています。



ネットワーク構成実習



自衛型ロボット制作

| 04 | その他

クラブ活動、生徒会活動、ボランティア活動及び各種行事等に参加し、体力、気力、自律心、チームワークを養うとともに、献心や誠実といった情操を育みます。特に体育クラブは各種大会に出場し、好成績を収めています。IT関連技能の習得を目的としたサイバー・コンピュータ、eスポーツといったクラブもあります。



IS部



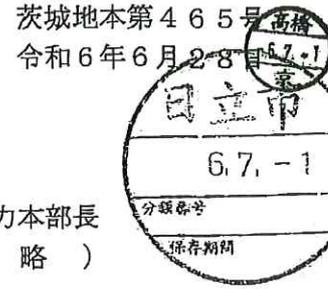
茶道部

ご息様の進路の選択肢の一つとしてご検討いただけたら幸いです。オープンスクールやSNS配信などを実施しております。詳しくは同封の資料をご確認ください。

個人情報取り扱いについて

ご息様の個人情報につきましては、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官等募集業務のために住民基本台帳第11条第1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」として、地方公共団体の住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手しております。

なお、個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律及び防衛省本省における個人情報等の安全管理等に関する訓令等の関係法令に基づき、厳正に管理しております。



日立市長 殿

自衛隊茨城地方協力本部長
(公印省略)

陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のために必要な募集対象者情報の
提出について (依頼)

陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な生徒を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官又は学生等の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事及び各市町村長宛てに防人育第26172号（令和5年12月25日）及び防人育第26173号（令和5年12月25日）「自衛官募集等の推進について（依頼）」を防衛大臣から発出しており、その内容については、すでにご賢察いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集に必要な対象者情報（募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。）に関する資料の提出について、下記のとおり御依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集対象者である15歳（出生の年月日が平成21年4月2日から平成22年4月1日までの男子（日本人住民に限る。））に係る募集対象者情報に関する資料の紙媒体、電子媒体での提出

2 利用目的

陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務に利用するため。

なお、御提出いただいた陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のために必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集事務の円滑かつ適切な実施について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「平和新聞」編集長 有田崇浩 様

メールにて質問のありました件につきまして、以下のとおり回答いたします。

問1 日立市が「出生の年月日が平成21年4月2日から平成22年4月1日までの男子」に係る募集対象者情報を、住民基本台帳の閲覧による対応ではなく紙媒体の名簿で提供したことは法的根拠のない行為になっているかと思えますが、この点について日立市ではご認識はあったのでしょうか？

回答 平成27年3月31日付け総務省自治行政局住民制度課長通知を踏まえ、陸上自衛隊高等工科学校生徒については、閲覧で対応するものと認識しておりましたが、今回（茨城地本第465号）の自衛隊茨城地方協力本部からの依頼を有効であるものと捉え、名簿の提供を行いました。

今後は、日立市としてもチェック体制を強化し、事務を行ってまいります。

問2 日立市として自衛隊に対し、謝罪を含む事情説明を求めること、次年度の対応変更を検討することはあるのでしょうか？

回答 2月3日（月）、自衛隊茨城地方協力本部長から謝罪を含む事情説明を受けております。

名簿については、返還を求めましたが、使用しておらず、既に処分済みであることの報告を受けました。

日立市から、自衛隊茨城地方協力本部に対して、法令遵守の徹底を求めました。

日立市としては、次年度以降につきましても、法的根拠に基づいて対応いたします。

日立市役所 総務部市民課

担当 沼田 嘉隆

0294 (22) 3111 内線 503

Jディフェンスニュース 日本の防衛 人事 茨城地本が自衛官

茨城地本が自衛官等募集活動で不適切な情報提供を依頼（2月6日）

日本の防衛 人事

2025-2-10 09:05

X Facebook LINE

防衛省 陸上幕僚監部は令和7（2025）年2月6日（木）15時00分、自衛隊茨城地方協力本部が行った、不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼について発表した。

本件は令和6年度の自衛官等募集活動において、自治体への不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼が行われたもの。なお、本件による個人情報の漏洩はな

かった。

発表内容は下記のとおり。

自衛隊茨城地方協力本部が行った不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼について

自衛隊茨城地方協力本部が行った令和6年度の自衛官等募集活動において、自治体への不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼を行ったことが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

1 事案の概要

(1) 発生時期

令和6年6月28日（金）

(2) 不適切な行為の内容

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集対象者である15歳男子の募集対象者情報について、住民基本台帳の閲覧によってのみ行われるべきところ、自治体に対して紙や電子媒体での提供を依頼し、紙媒体で提供を受けたもの

(3) 紙や電子媒体で募集対象者情報の提供を依頼した先

茨城県日立市及び大子町

2 原因

職員が、高等工科学校生徒に関する情報の取得について、閲覧と紙媒体での提供依頼に関して誤認識したため（法令・規則等の理解不十分）

3 処置

本件の発覚後、コピー等の作成が無いことを確認したうえで、シュレッダーを使用して裁断破棄

4 その他

自治体から提供を受けた当該文書は使用されず、個人情報情報の漏洩はありません。

(以上)

次の記事

前の記事

RANKING 読まれている記事
